令和８年第８回大竹市教育委員会

１　開催日時　　令和８年８月２１日（金）　　９時３０分開始

２　会　　場　　大竹市役所３階大会議室

３　出席及び欠席委員

	教育長	小　西　啓　二	出席
	１　番	池　田　良　枝	出席
	２　番	小　城　和　之	出席
	３　番	市　川　　　洋	出席
	４　番	山　田　洋　子	出席

４　出席職員

総務学事課	重　安　千　陽
	坂　井　　　渉
	太　田　壮　治
	岡　部　慎　悟
	坂　栄　研　吾
	須　藤　颯　太
生涯学習課長	外　谷　明　洋
生涯学習課	武　田　宜　裕

・・・

【開会時刻　　９時３０分】

小西教育長　　定足数に達していますので、これより令和８年第８回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第１５条第２項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第１「会期の決定について」を議題とします。会期は、８月２１日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委 員 一 同　　異議なし。

小西教育長　　異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第１８号　令和９年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長　　日程第２「議案第１８号　令和９年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事　務　局　　令和９年度に使用する教科用図書については、令和８年第５回の教育委員会会議において制定されました「令和９年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することになります。この基本方針において、小中学校用教科用図書については、小学校は令和５年度、中学校は令和６年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するとありますので、新たに採択する必要はありませんが、特別支援学級において使用する教科用図書について、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書について

は、採択する必要が生じましたので、この度、議案として提出するものです。学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の選定については、特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法施行規則第１３９条に基づき、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、他の適切な教科用図書を使用することができるとされています。特別支援学級で使用する教科用図書の選定にあたっては、「令和９年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、各学校において学校長を中心に教頭、特別支援学級の担任、特別支援教育コーディネーターによる教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書となるよう個別選定を行い、教育委員会に選定理由書が提出されました。その結果、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書を使用する必要が生じました。各学校が選定した教科用図書を使用するためには、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１４条により、使用する前年度の８月３１日までに教育委員会において採択する事とされているため、議案集２ページから８ページにあります「令和９年度使用特別支援学級用教科用図書」の採択をお願いするものです。

小西教育長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員　小学校の方では国語ドリルが２つ、算数もワークシートやドリルが含まれていると思います。以前の特別支援学級の教科書選定の際にも同じ質問をしたのですが、使い方次第なのですが、教科書としてドリルを使う際、使い方を誤ると教科書ではなくドリルになってしまうので、工夫が必要です。また、小学生の生活でアルファベットが入っているのですが、内容としてはローマ字やスピーチの本だと思いますが、学年にもよると思いますがこれは生活で良いのでしょうか。

事務局　確かにドリルが多くなっています。学校に対して児童生徒の実態等も確認し、教育委員会でも確認作業を行っています。学校の方からもこれが適切であるということで、この度の教育委員会へ提出しました。この教科書はドリルではありますが、教科書として使っていきたいと考えています。また、生活のアルファベットの教科書については、高学年で使うと報告があります。詳しい内容については、再度確認させていただきます。

池田委員　生活というと、自分の身近なコミュニケーションを取ったり、自分が自立して生活できるような部分もあります。英語がここでわざわざ必要なのかと思いました。ワークシートやドリルの活用については、どのような使い方をしているか、定期的に学校に確認を取っていただきたいです。

小西教育長　使用方法についても、チェック機能を働かせて、教科書としてきちんと扱われているかをきちんと確認していきます。

市川委員　今回児童生徒の状況が記載されていますが、とても時間がかかったのではないかと思うのですが、これを見ると児童生徒の実態に則した図書になっていると思いました。選定理由を見ても、児童生徒に応じた選定になっていることがよくわかりますので、効果的だと思います。

小城委員　小学校の生活が６種類ある状況の中で、児童生徒の状況をこのように記載していただいているのはとても分かりやすいです。一人ひとりに対してなのでこのように選んでいただいているのですが、他の科目だと多い少ないがあるのは、同じ種類の教科書を複数人で使用しているからでしょうか。

事務局　個人にあったものを使うことを前提に考えています。複数の児童生徒が同じ種類の教科書を使うこともありますので、多い少ないがあります。

市 川 委 員　令和１０年度に向けては教科書を引き続き使うのですが、その後について、今度は教科書の全面改訂があり、電子教科書も導入されてきます。実態としてアンケートを見ると、ほとんどの学校が紙の教科書と電子教科書の両方を使いたいと回答がありました。そうなると、今後教科書を見ていくわけですが、現時点で紙の教科書を５００冊から６００冊見ています。3週間から１ヶ月かけて比較していくのですが、これに加えて電子教科書が入ると膨大な映像と資料も見ていかないといけません。教育委員も大変な作業になります。各学校の研究員も相当な労力がかかる話になるので、今後どのように見ていくのか、大変になることは頭に入れておいた方が良いと思います。

それと同時に、学習指導要領が大きく変わります。１５０年間日本型の教育が続いてきて、黒板で一斉指導していたものが、これではいけないのではないかということで、大きく変わります。もう少ししたら具体的な話が出ると思いますが、様々な図書を見ていると、これからずいぶんと変わってくることが見えてきます。例えば画一的な教育はやめる、学校の裁量の時間が設けられ学校独自の学習カリキュラムマネジメントに基づいた学習を行うとなると、もはや画一的ではなく、学校間の競争も生まれてくると思います。特色のある学校づくりに変わってくると思います。国際社会に負けないような得意分野を伸ばしていくことも大きな特色になってくると思いますが、学習指導要領もこれからどのようになっていくかも関心を持って見ていくことが大事だと思います。

小西教育長　教科書の時期改訂については、電子教科書等も入ってくるので、おそらく文科省から指示がありますので、情報については教育委員の皆様にもお伝えします。確かに大変になると予想されますが、大竹市の子ども達の健やかな成長にどの教科書が一番適正であるか、そういった視点で考えていただければと思います。

小 城 委 員　この時期に来年度以降の教科書の話が上がってくるのは、現状の子ども達に対して、「ここまで指導してきているが授業に適さないため、新しい教科書を選んでいる」のでしょうか。それとも、「来年度以降は学年の違い、成長の段階もあるが、この子にはこの本が適している」として選んでいるのでしょうか。その辺りが分かれば、教えてください。

事　務　局　子どもの成長に合わせて選定しています。来年度この子にとってどの教科書が必要かという視点で選んでいます。

小 城 委 員　１年を通してこの教科書を使うという理解で良いでしょうか。

小西教育長　国からだされているものなので基本的には変えられません。学校の指導法や教材の工夫で、その教科書を基に広げていくこともあります。

小 城 委 員　児童生徒に対して個別最適なものを使用してくのですが、準じているかと言われたら少し違和感があります。成長過程に適したものを提供しなければならないのにも関わらず、年間通して使用しなければならない縛りがあるのは、どこか実態に合っているかいないのかわかりにくい部分があります。

池 田 委 員　これは無償でいただけるものでしょうか。

小西教育長　おっしゃる通りです。学習指導要領についても大きく変わります。これについては、教育委員会定例会にも資料等を共有しながらやっていきます。

池 田 委 員　なかなかついて行けなくなっているので、何か研修のような場があれば、ありがたいです。

小西教育長　そのような場も必要なのかなと思います。

市 川 委 員　それに加えてですが、「広島の教育」という教育資料が広島県のホームページにデータで掲載されています。以前は冊子があり、見たら特色が見えてくるので

すが、教育委員にも配っておけば参考になるのではないでしょうか。

小西教育長　　今は全てデータ化されているため、機会があればご覧下さい。その他どうでしょうか。

委 員 一 同　　なし。

小西教育長　　質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同　　異議なし。

小西教育長　　異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第１８号　職員の人事異動について

小西教育長　　日程第３「報告第１８号　職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事　務　局　　令和８年８月１日付けで発令した職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１８条第７項及び第２５条第２項の規定により、教育委員会において決定すべきですが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に処理し発令したものです。このたびの人事異動は、令和８年７月３１日で玖波公民館が廃止になったことに伴い、外谷明洋生涯学習課長の玖波公民館長事務取扱の兼務を解いたものです。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員 一 同　　なし。

小西教育長　　質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委 員 一 同　　異議なし。

小西教育長　　異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長　　以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委 員 一 同　異議なし。

小西教育長　異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和８年第８回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻　　９時５５分】

・・